

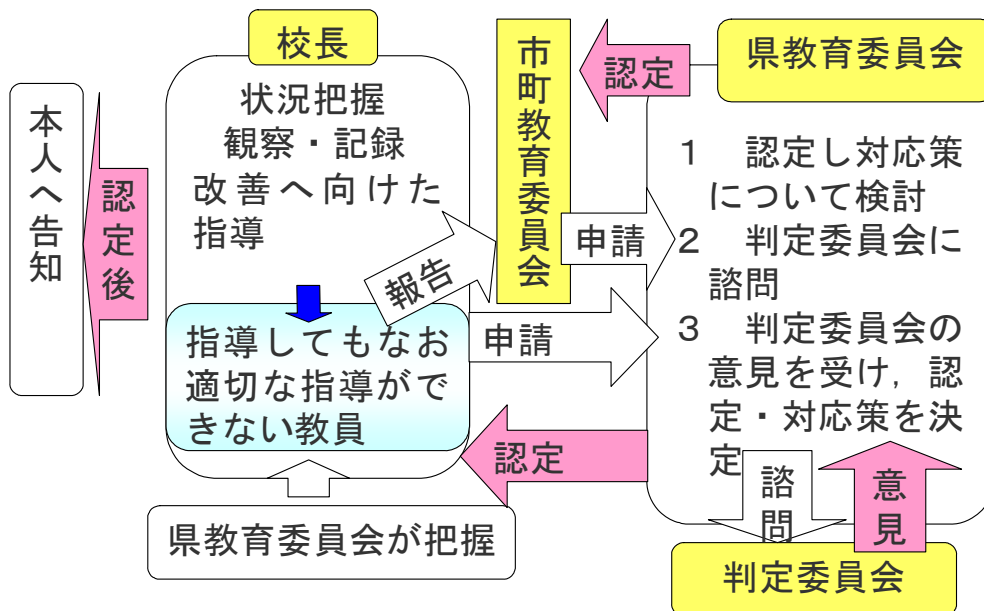
## 指導力不足等教員への対応について

広島県教育委員会

### 1 指導力不足等教員の定義

「児童又は生徒に対する指導が不適切で、この要綱に基づいて研修等必要な措置を講ずる必要があると認定された者」（別紙「指導力不足等教員の取扱いに関する要綱」第2条参照）

### 2 把握→申請→認定までの事務



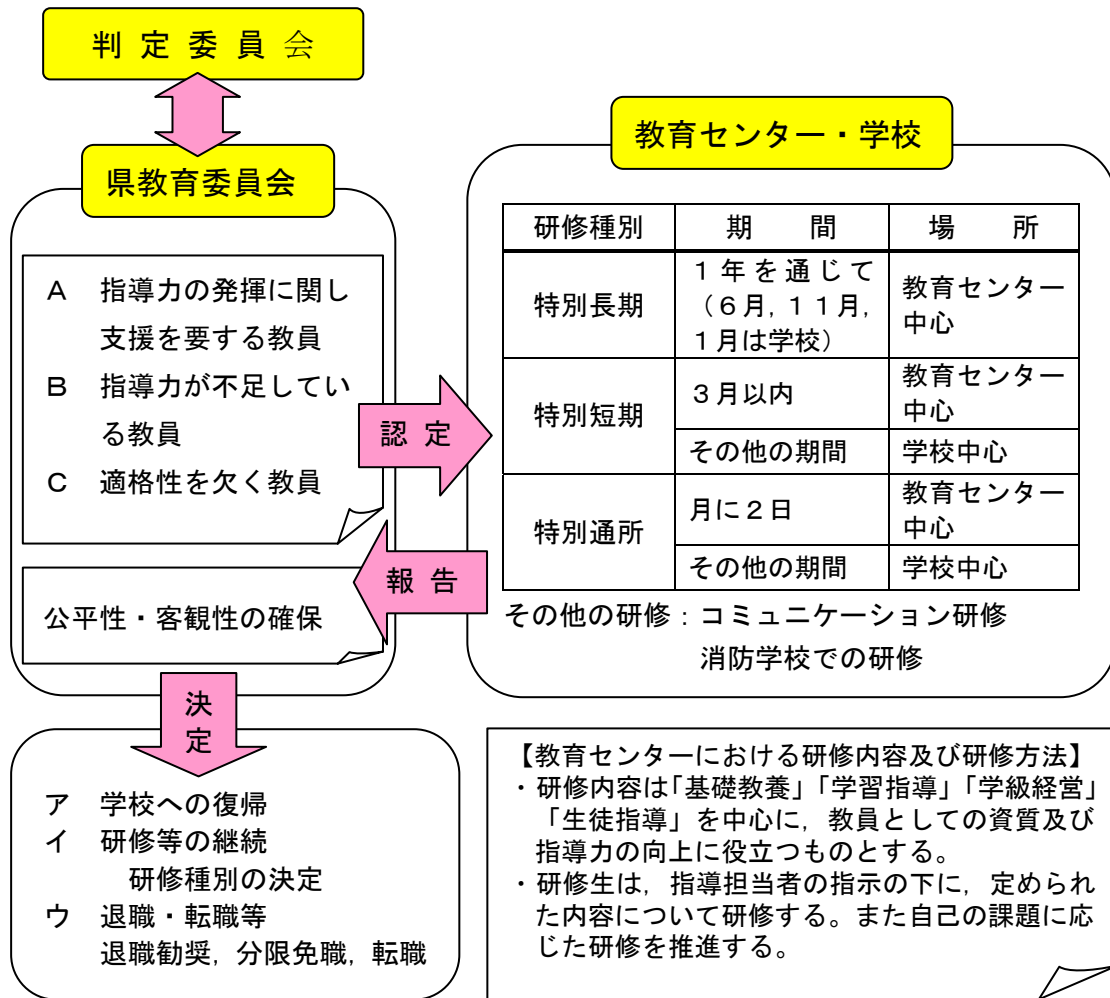
#### 【指導力不足等教員の把握】

- ・ 校長が、日頃の学校経営・学校運営の中で把握する。
- ・ 校長は、指導力不足等教員と思われる教員の把握をするとともに、並行的に日々の教育活動に対する「指導・助言」に努め、「観察・記録」をする。
- ・ 市町教育委員会及び県教育委員会は、その責任と権限において指導力不足等教員の把握に努め、当該校の校長と十分連携し、継続的な記録と改善に向けての指導・育成を行う。

#### 【指導力不足等教員判定委員会】

- 8名の委員で構成  
法律、社会又は医療に関し識見を有する者
- ・ 指導力不足等教員の認定及び研修の種類決定に関して意見を述べる。
  - ・ 指導力不足等教員の研修後の判定及び処遇の決定について意見を述べる。

### 3 研修及び研修後の判定・処遇



### 4 教員以外の職への転職等

